

# パビリオンタイプB（建物渡し方式）に係る補足ガイドライン



GL 4-9-2 初版 : 2023年6月  
第2版 : 2024年1月 (P.3「はじめに」改訂)

・はじめに

1, 床、壁 }  
2, 天井吊元 } リース建築 (BC1 BC2 BC3、BE1 BE2 BE3 BE4 BE5、BE6 BE7 BE8、BS1 BS2 BS3 BS4 BS5 BS6) 計4棟

3, 床、壁 }  
4, 天井吊元 } 在来工法建築 (BE9 BE10 BE11) 1棟

BC1 BC2 BC3、BE1 BE2 BE3 BE4 BE5、BE6 BE7 BE8、BS1 BS2 BS3 BS4 BS5 BS6 の棟  
と BE9 BE10 BE11の棟は 建築工法が違います。

5, 天井高さ

6, ファサードサイン

7, 防災関連、展示

8, 商業活動について

9, 待ち列エリアについて

10, 中2階メザニンについて

# はじめに

パビリオンタイプB（建物渡し方式）に係るガイドライン、「1-2.スケジュール」に記載の、開催者による展示エリアの引渡しは以下の通りとします。

- パビリオンタイプB（建物渡し方式）に係るガイドライン、「1-2.スケジュール」に記載のとおり、2024年7月13日を参加者への引渡し日とします。
- ただし、メザニンの設置を計画する場合、メザニン設置に係わる工事については、仮設許可申請、確認申請（増築）を行うため、工事着工を2024年9月13日以降とします。（メザニン設置に係らない部分の工事については2024年7月13日以降で、かつ、工事開始許可証の交付後に可能です。）

# 1, 床壁 リース建築 (BC1 BC2 BC3、BE1 BE2 BE3 BE4 BE5、BE6 BE7 BE8、BS1 BS2 BS3 BS4 BS5 BS6)

## ■床

床土間コン部へアンカー可能

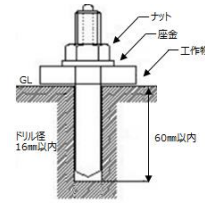
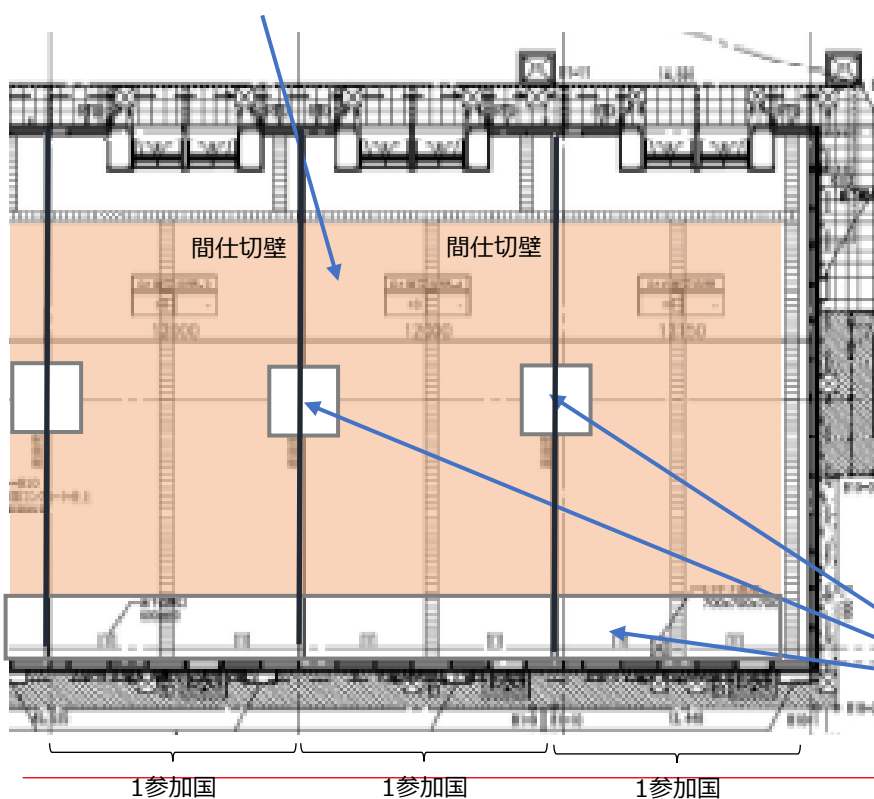
➤ 土間スラブの範囲は、別途渡す構造図にて確認すること。

## ■壁

建物内壁、間仕切壁へ軽量物に限り取付可能

- 壁内部下地へのビス留めをすること。
- 下地以外のビス留めは落下の可能性があり禁止とする。

アンカー可能エリア:ハッチング部分  
直径16mm以内深さ60mm以内の芯棒打込式アンカーボルト



土間コンクリート  
t = 200mm

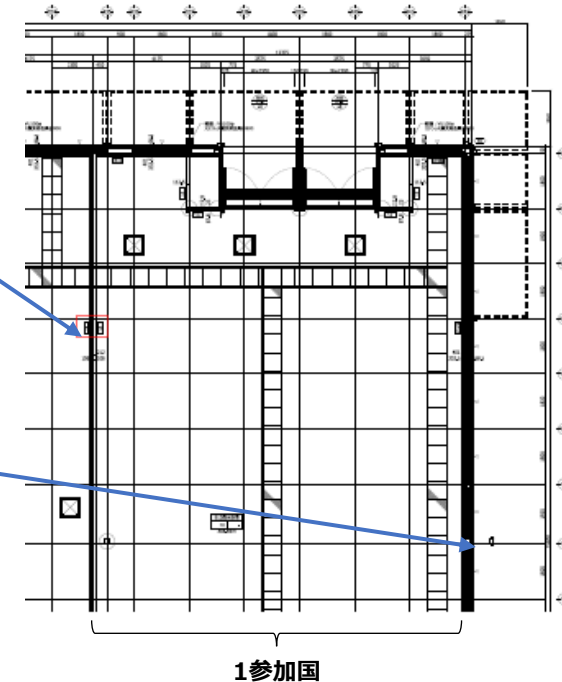
耐荷重 9.8 k N/m<sup>2</sup>  
架構用 9000 N/m<sup>2</sup>  
地震力 5900 N/m<sup>2</sup>

土間コン内  
鉄骨配筋あり 配筋切断  
ないように注意すること。

浮基礎コア部  
アンカー不可

間仕切壁

建物壁



絵画、ポスターパネル等  
の軽量物に限り取付できる。

TVモニター、音響機器等  
重量物の取付は不可。

ビス留めが可能な下地  
(等間隔で入っている)  
現場で下地位置を確認し  
取付物の固定をおこなうこと。

一点に集中して荷重がかからないよう、荷重分散すること。

## 2, 天井吊元 リース建築 (BC1 BC2 BC3、BE1 BE2 BE3 BE4 BE5、BE6 BE7 BE8、BS1 BS2 BS3 BS4 BS5 BS6 )

### ■天井

- 天井構造材(H鋼材)に吊元を設置可能

天井展示吊り荷重  $200\text{N/m}^2$

天吊り可能エリア:ハッチング部分

黄緑マーカ部分の梁に吊元設置可能

緊結の事例

吊元はH鋼材下場部分に緊結すること

緊結:金物とボルト締めにより、鋼材を挟み込み、吊元が絶対に落下しない構造にすること。  
鋼材への穴あけ、溶接は不可。

一点に集中して荷重がかからないよう、荷重分散すること。

# 3, 床、壁

在来工法建築 (B9 B10 B11)

## ■床

床土間コン部へアンカー可能

- 土間スラブの範囲は、別途渡す構造図にて確認すること。

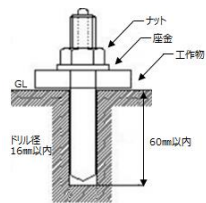
## ■壁

建物内壁、間仕切壁へ軽量物に限り取付可能

- 壁内部下地へのビス留めをすること。
- 下地以外のビス留めは落下の可能性があり禁止とする。

アンカー可能エリア:ハッチング部分

直径16mm以内深さ60mm以内の芯棒打込式アンカーボルト



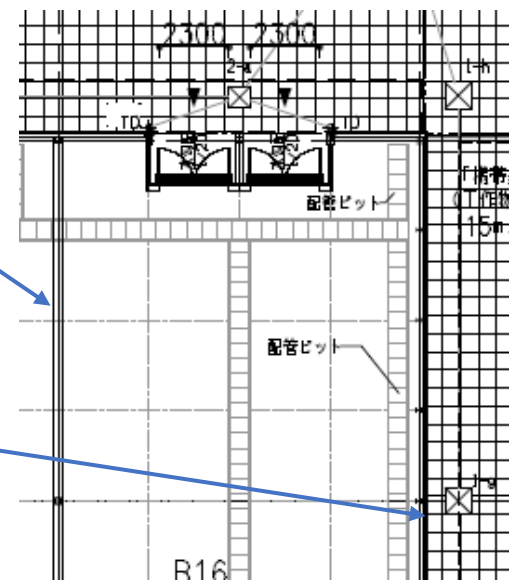
土間コンクリート  
t = 200mm

耐荷重 9.8 k N/m<sup>2</sup>  
架構用 9000 N/m<sup>2</sup>  
地震力 5900 N/m<sup>2</sup>

土間コン内  
鉄骨配筋あり 配筋切断  
ないように注意すること。

間仕切壁

建物壁



絵画、ポスターパネル等の軽量物に限り取付できる。

TVモニター、音響機器等重量物の取付は不可。

ビス留めが可能な下地 (等間隔で入っている) 現場で下地位置を確認し取付物の固定をおこなうこと

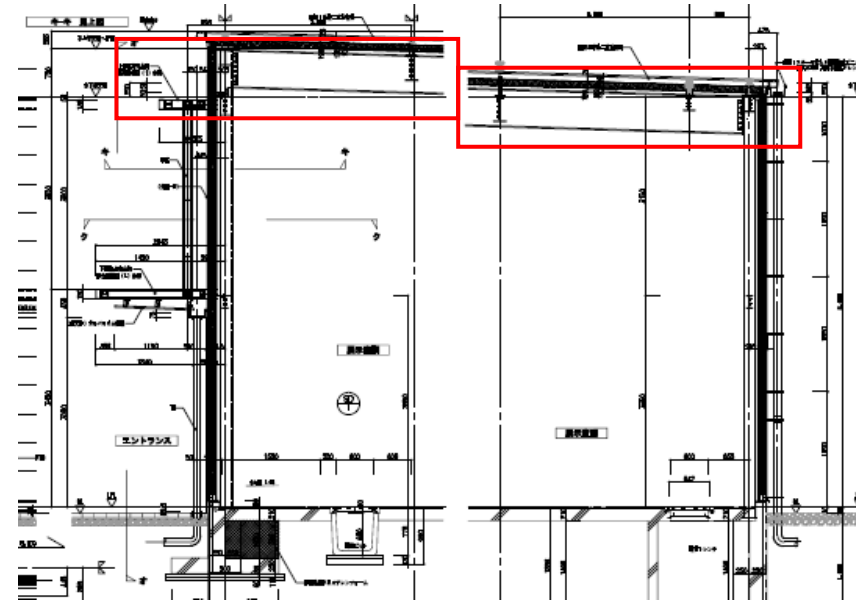
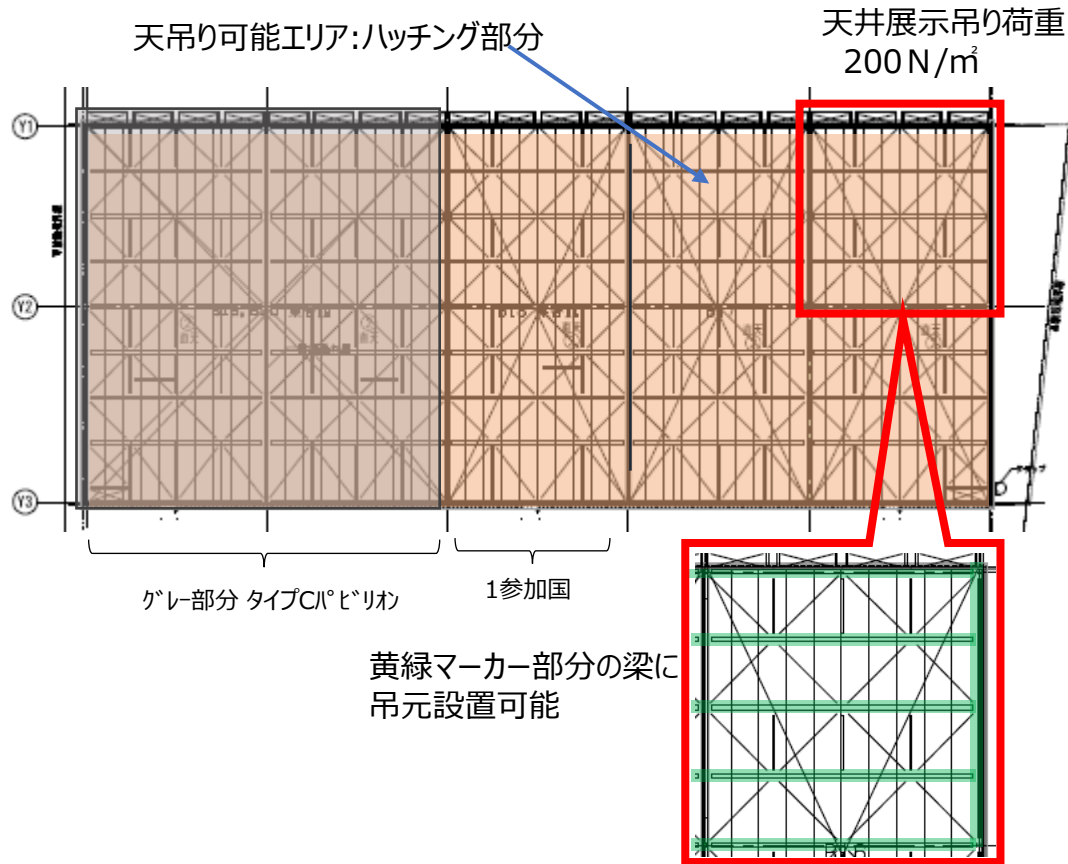
1参加国

一点に集中して荷重がかからないよう、荷重分散すること。

# 4, 天井吊元 在来工法建築 (B9 B10 B11)

## ■天井

- 天井構造材(H鋼材)に吊元を設置可能



緊結の事例

吊元は鋼材下場部分に緊結すること

緊結:金物とボルト締め combination により、鋼材を挟み込み、吊元が絶対に落下しない構造にすること。鋼材への穴あけ、溶接は不可。

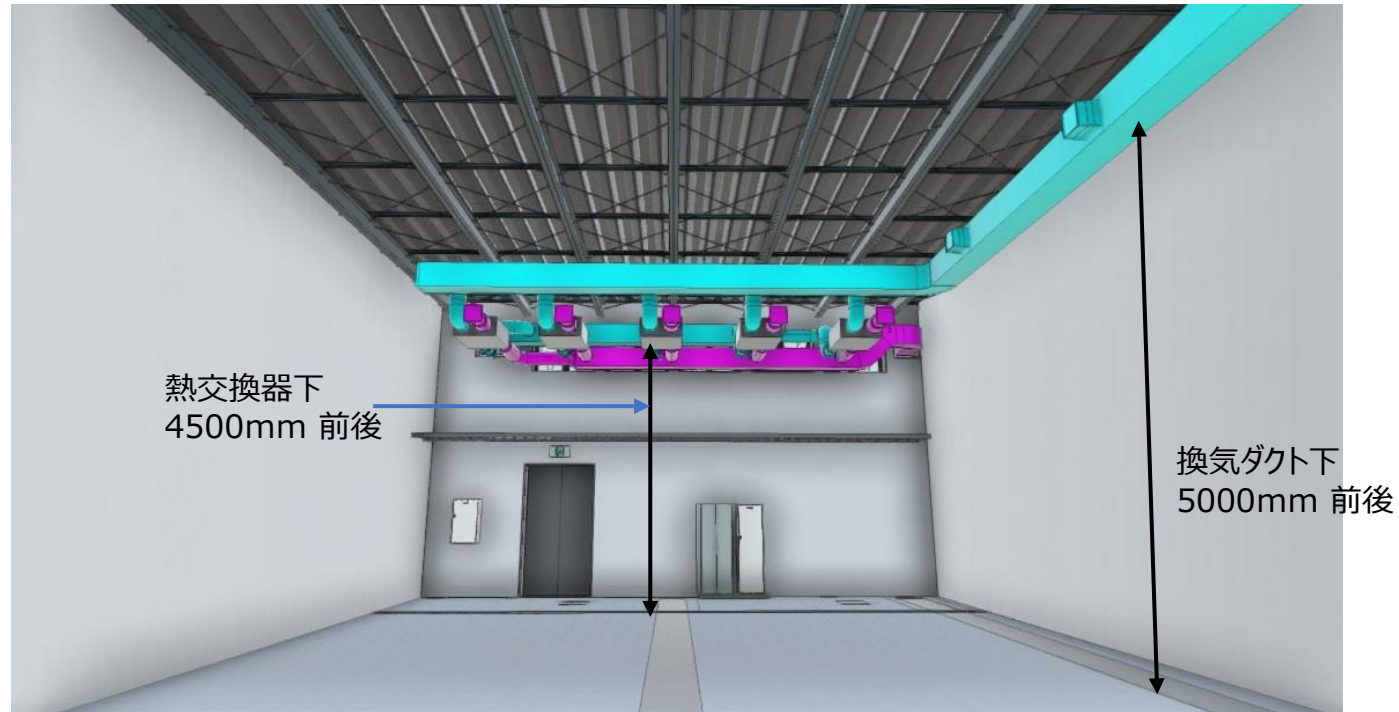
一点に集中して荷重がかからないよう、荷重分散すること。



## 5, 天井高さ

### ■天井 高さ

- 天井には換気ダクトと 熱交換器が 設置されます。
- 棟により 詳細寸法が変わるため、注意してください。詳細寸法は追ってお知らせします。





# 6, ファサードサイン 1

## ■ファサードサイン

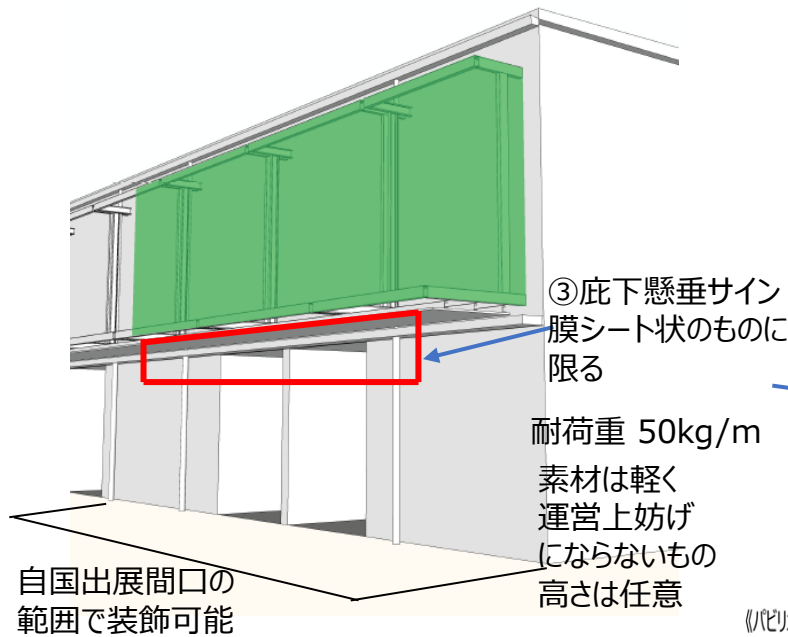
出展参加者工事として

①ファサード上部サイン ②出入口壁面サイン ③庇下懸垂サイン の3種類のサインが設置可能

### ①ファサード上部サイン

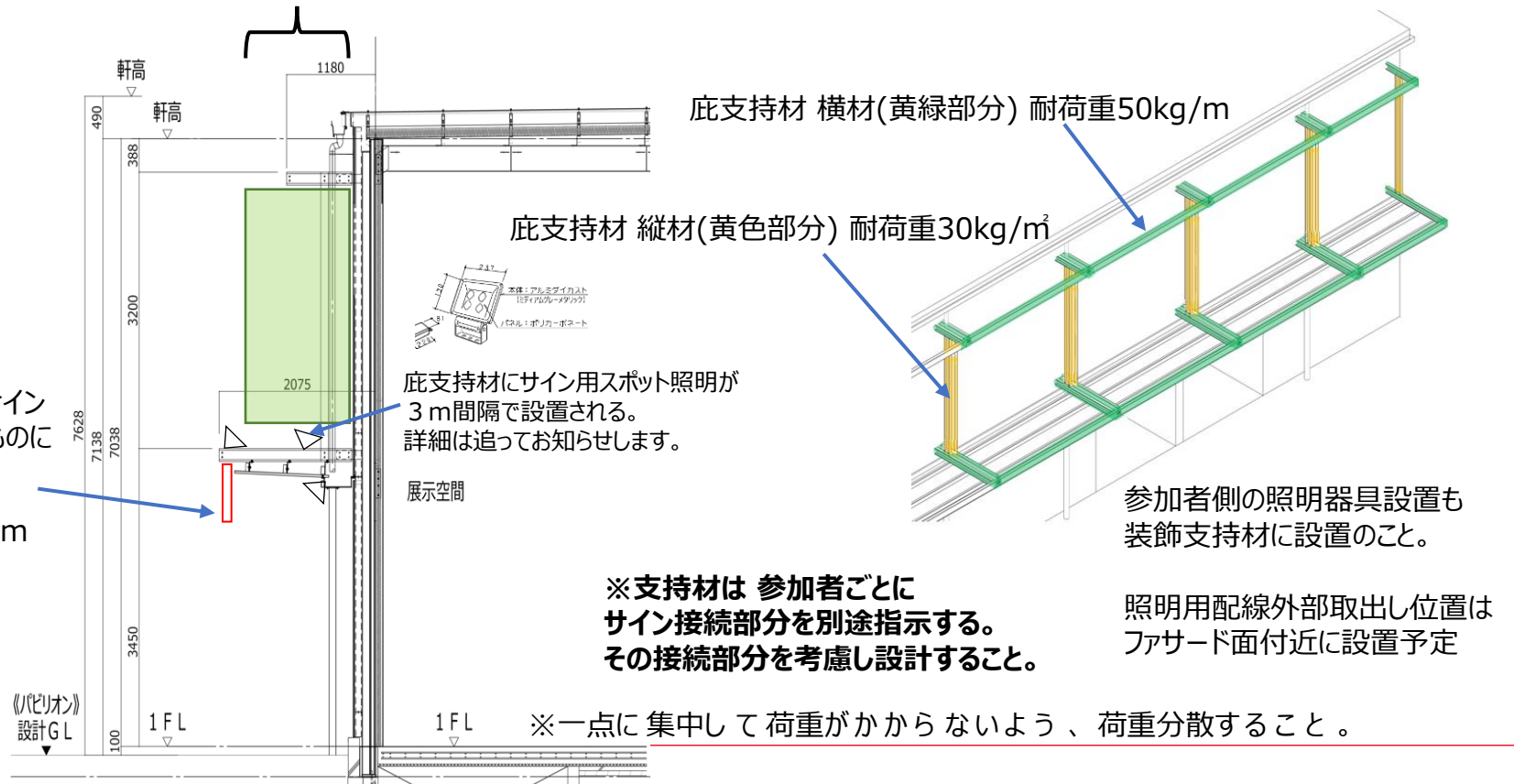
装飾可能範囲:黄緑部分

気候による影響、重量等 安全性を十分考慮し  
デザイン 設計 設置をすること



ファサード演出可能範囲  
下側の庇支持材の出幅  
1800mm以内とする。

ファサードサイン取付は庇支持材にすること。庇支持材には穴開け、溶接可能。  
壁面(仕上 サイディングボード)へはグラフィック処理のみ可能。  
サインは荷重が軽いパネルとし、壁下地のある部分へ取付けをすること。



# 6, ファサードサイン 2



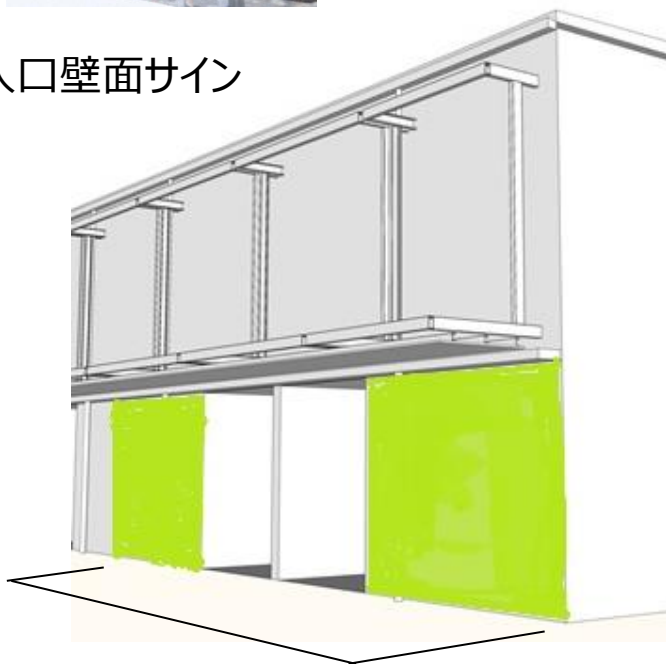
取付例

①ファサード上部サイン

③ 庇下懸垂サイン の取付例

壁面(仕上 サイディングボード)へグラフィック処理のみ可能。  
出入口壁面サインは荷重が軽いパネルとし、壁下地のある部分へ取付けをすること。

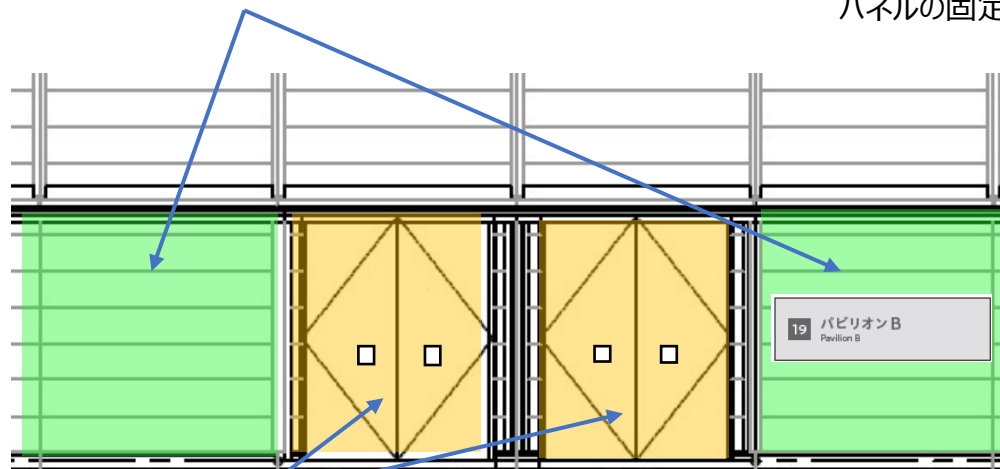
## ② 出入口壁面サイン



出入口壁面サインは、自国出展間口の範囲で装飾可能

建物外の地面は展示装飾物(基礎を含む)の設置は不可

ビス留めが可能な鋼材が等間隔で入っている現場で下地位置を確認しパネルの固定をおこなうこと。



出入口(フラッシュドア)ラッピングシート貼り可能

出入口ドアに付く消防進入用破壊小窓は(300mm角)ラッピングシート等で覆わないこと。位置 サイズは追ってお知らせする。

入口側に パビリオン名サインを統一フォーマットで設置すること。データは別途提供する。(横書き 縦書き)

ラッピングシートにレイアウトし印刷、また、別サインパネルで設置 等、手法は問わない。

# 7, 防災関連、展示

## 1, 防火 防災について

### (1) 内装に関する防火・防災規制

消防法令上の規定により、緞帳、カーテン、展示用合板、繊維板（MDF チップ圧縮材）、暗幕、絨毯等の床敷物は、防災性能を有するものを使用のこと。ただし、展示物そのもの、機材に関してはこの限りではない。

### (2) 設備について

法規上必要な標準配置で、自動火災報知設備、誘導灯設備、非常照明設備、非常用放送設備、屋内消火栓（屋外消火栓にて代替）、消火器が設置される。展示物や造作物でそれらを遮る、被る等により、増設が必要となった場合は参加国工事で増設すること。

### (3) 展示物等の設置

展示物等を置く場合は、条例に定められる避難通路の幅員を確保するよう注意すること。

### (4) その他規制事項

危険物品の持ち込みは禁止。

## 2, 展示について

### (1) 周囲への配慮

展示で音響設備を使用する場合、周囲（来場者、隣接パビリオン・施設）に迷惑の掛からないよう音量に配慮のこと。

### (2) 標準配置設備への配慮

換気設備等の設備機器について、すでに機器やダクト類が協会工事に配置されているものがあるので、展示物や造作物を設置する際、配慮のこと。

# 8, 商業活動について

「飲食物提供や物販のための来場者向け館内展示（商業）エリア（厨房、保管庫、冷蔵庫、スタッフ事務所など来場者が立ち入らないエリアを除く）は、来場者向け館内展示エリア全体の20%を超えないようにすること。」

- 飲食レストランおよび厨房を設置する際、食品衛生法上の許認可、および建築基準法、消防法の協議を諸官庁と行い、施工実施すること。
  - 厨房熱源にLPGを使用する場合は、防火区画、火気換気設備などの追加、火元からの離隔距離やガス使用計画に係る消防法令の協議が必要となる
- 食品衛生法上の許認可については、今後発出予定の保健衛生ガイドライン、その他の協議手続は、タイプBに係るガイドライン巻末の「諸官庁への届出一覧」を参照すること。

## 食品衛生法関連の許認可

### 1, 営業の許可

会場内で食品衛生法で規定する営業許可業種の営業を営もうとする者は、大阪市長の許可を受けなければならない。

### 2, 営業施設の基準

会場内の営業許可施設は大阪府食品衛生法施行条例で定められた施設の基準に適合しなければならない。

### 3, 営業施設の衛生保持

営業活動従事者は、食品衛生法施行規則で定められた基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

なお、多数の来場者が博覧会会場を訪れることから、食品による危害の発生を未然に防止することを考慮し、開催者及び当該許認可機関で通常より詳細な遵守事項を設ける予定である。

法律：食品衛生法（厚生労働省）

条例：食品衛生に係る営業の基準に関する条例（大阪市食品衛生法施行条例）

- ・協議に係る費用及び工事費の増については参加者負担とすること。
- ・会期中の火気を使用しながらの運用に際し、火災を生じさせない必要な対策を行うこと。
- ・緊急連絡体制を整えること。
- ・当協会から関連設備やその運用について、是正依頼があった場合は、協議に応じること。

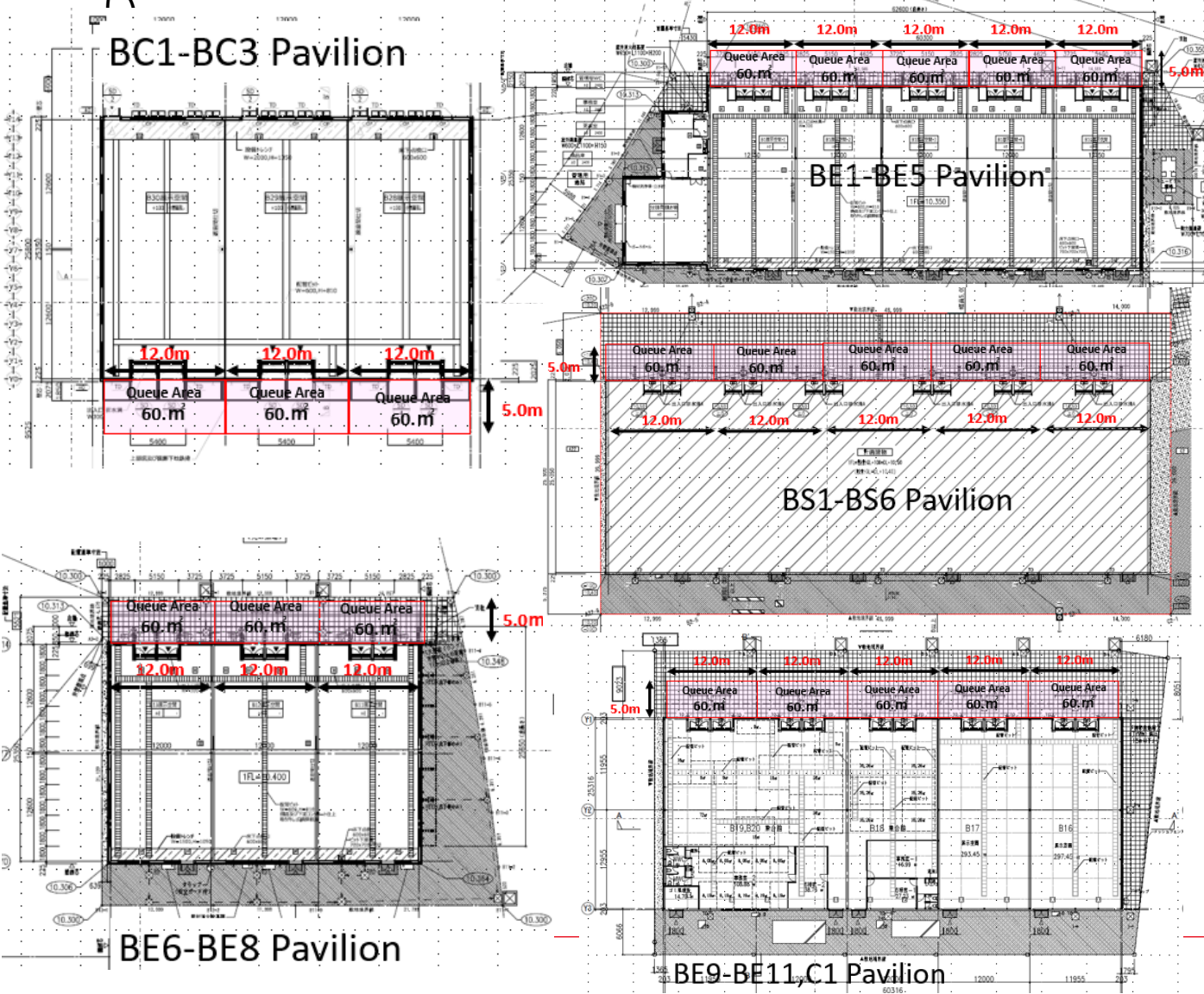
## 厨房等設置の際の個別空調、換気について

空調配管や給排気用換気風道を別途設置を希望される場合は、ガイドラインの「2. 設計に関する要件」を確認し、別途開催者が提供する設計図書を踏まえ、設置位置を検討すること。



# 9, パビリオン前について

パビリオン前に、来場者の待ち列が発生する場合は、各パビリオン間口の幅範囲と奥行きは5 mの範囲で使用してください



行列エリアはフルインのサービス水準Dに基づき設計することが望ましいです。  
 また 開催者が提供する来場者向けパビリオン予約システムにより出来るだけ行列を生じさせないようにしてください。  
 行列だけでなくパビリオンから出る人の流れも考慮し、パビリオン前や周辺に人が滞留しないように計画してください。

	A	B	C	D	E	F
サービス水準						
密度 (㎡/人)	3.2 以上	2.3 ~ 3.2	1.4 ~ 2.3	0.9 ~ 1.4	0.5 ~ 0.9	0.5 以下
自由歩行速度の確保	完全確保	ほとんどの場合確保	ある程度の制限が生じる場合がある	大部分の人が自由歩行不可	全ての人が自由歩行不可	極度の制約

図 フルインのサービス水準

# 10, 中2階メザニンについて

当タイプBパビリオンの 展示工事で メザニンを設置する場合は、建築確認が必要となる建物の変更にあたるため、下段内容をよく理解していただくことが必要です。

## 【前提条件】

- メザニン面積は 割当面積の50%を上限とし、中二階での、来場者が利用する施設は可能とする。ただし来場者が利用する施設が中二階にある場合はユニバーサルデザインガイドラインを遵守すること。

## 【構造上の留意事項】

メザニンを含む総重量が床積載荷重未満で設計すること。

またメザニンの構造については次のとおりとし、必要に応じ検査審査機関等と協議し、必要な許認可を得ること。

- 倒壊・著しい変形の恐れが無い構造とする。
- ピット上部で荷重を受けない配置とする。
- 集中荷重とならないよう補強材（敷き鉄板厚16mm等）を設けるなど工夫する。
- 既設ピット付近（ピット端部から200mm程度）まで補強材を設ける。
- 床アンカーボルト施工可能な範囲は土間コンクリート部のみとする。  
※アンカー可能な位置を構造図で確認すること。

## 【防災上の留意事項】

- 各割り当てエリアの背面にある外部建具は、一室全体の排煙口であるため、室として区画することが無いようにすること。

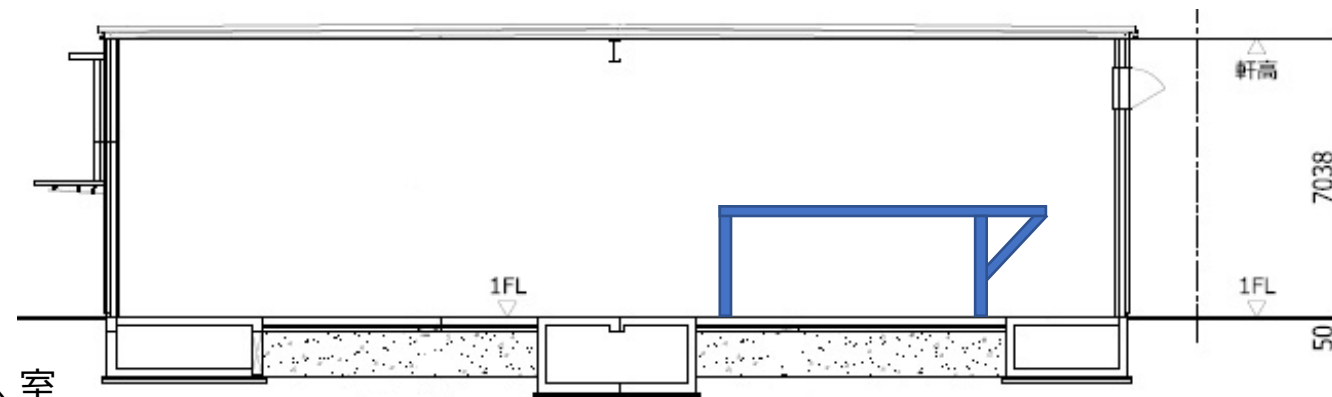
## 【申請について】

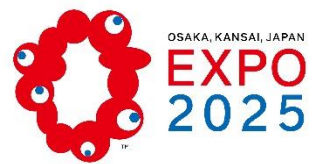
- メザニンを希望する場合は、仮設建築物変更許可申請及び建築確認申請上の増築手続きを行うため、2024年1月17日までに申し出ること。
- 変更手続きに必要な資料の作成に協力すること。

### 必要書類

平面図、構造図（荷重が分かるものを含む）、面積算定図、その他協会が求める図面

- 変更手続き費用は、参加者の負担とする。1棟当たり複数の場合は按分する。





Bureau  
International  
des Expositions

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会